

# 障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

令和3年3月

島根県健康福祉部障がい福祉課

## 目 次

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1 障害者総合支援法に基づく指定申請等に係る留意事項について | ・・・ 1 |
| 2 令和2年度障がい福祉事業所等実地指導の実施状況について  | ・・・15 |
| 3 社会福祉施設等施設整備事業費補助金について        | ・・・18 |
| 4 島根県福祉サービス第三者評価制度の概要と現状について   | ・・・21 |

## 指定申請等に係る留意事項について

### 1. 令和3年度の指定申請等の取り扱いについて

- (1) 令和3年度福祉・介護職員処遇改善計画書  
令和3年度福祉・介護職員等特定処遇改善計画書

#### 原則の取り扱い

4月から処遇改善加算を取得しようとする場合は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに処遇改善計画書等を提出。

#### 令和3年4月の取り扱い

今般、事務処理簡素化の観点から、福祉・介護職員処遇改善計画書と福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の様式が統合されるなどの所要の見直しが行われたことに伴い、令和3年4月の特例として、**令和3年4月15日(木)まで**に処遇改善計画書等を提出することで、令和3年4月からの加算の算定を可能とする取り扱いとします。

#### 提出先

島根県健康福祉部障がい福祉課自立支援給付グループ  
〒690-8501 松江市殿町1番地（県庁第2分庁舎1階）  
TEL:0852-22-5239

※事業所等の所在地に関わらず障がい福祉課へ提出してください。

- (2) 令和3年4月及び5月の報酬算定に係る届出

令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、4月及び5月分の報酬算定に係る「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「障害児通所（入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限は、**令和3年4月20日(火)まで**とします。

※提出の際には、4月算定分と5月算定分は分けて提出してください。

※令和3年6月算定分以降は通常どおりの提出期限となります。

- ・算定される単位数が増えるもの：前月15日まで
- ・算定される単位数が減るもの：事実が発生し次第速やかに

### 2. 加算算定等に係る事業所台帳情報参照機能について

平成30年4月から電子請求受付システムに事業所台帳情報参照機能が追加されたことに伴い、加算等の届出に係る受理通知書の発行はしないこととしました。各事業所の加算等の届出状況は適宜電子請求受付システムからも確認できます。

※事業所台帳参照機能については別紙参照

### 3. 指定申請・報酬算定等に係る問い合わせについて

事業所指定や報酬算定等に関しての問い合わせは照会の趣旨や内容等を正確に把握するため、質問票に質問内容をご記入いただき、FAXにてご照会下さいますようお願いいたします。

お問い合わせの際は事前に事業者ハンドブックや関係通知等をご確認いただき、その上で不明な点がある場合にご照会下さいますよう、よろしく申し上げます。

質問票様式掲載 URL :

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syukai.html>

#### 指定申請・報酬算定等の提出、問合せ先

【県東部及び隠岐郡に所在する事業所等】

島根県健康福祉部障がい福祉課自立支援給付グループ  
〒690-8501 松江市殿町1番地（県庁第2分庁舎1階）  
TEL:0852-22-5239, 5327 FAX:0852-22-6687

【県西部に所在する事業所等】

島根県健康福祉部地域福祉課石見指導監査室  
〒697-0041 浜田市片庭町254番地（浜田合同庁舎別館3階）  
TEL:0855-29-5645 FAX:0855-29-5547

※福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算は除く

### 4. 放課後等デイサービス及び児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価及び公表について（自己評価結果等未公表減算）

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所においては、ガイドラインに基づいた自己評価の実施が義務付けられております。評価結果及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表してください。

自己評価の実施及び公表を行っていない事業所におかれましては、3月31日（水）までに必ず実施公表の上、公表内容を県のホームページに掲載されている「自己評価結果報告書」とともにFAXまたはメールにて島根県障がい福祉課まで提出してください（松江市内の事業所を除く）。

提出がない場合は、自己評価結果等未公表減算として令和3年4月分の報酬請求から算定される単位数が所定単位数の100分の85となりますので、ご注意ください。

※令和2年5月1日以降に新規指定を受けた事業所については、指定を受けてから1年以内に別途届出を行ってください。届出がない場合は、指定を受けた後1年を経過した月から減算となりますのでご注意ください。

※松江市内の放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所は松江市に提出してください。

### 5. その他

○届出時期と算定月の基本的な考え方について

届出に係る加算等について、単位数が増えるものについては、届出が毎月15日以前にされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定できます。

○年度替わりの人事異動等に伴う変更届の提出について

管理者、サービス管理責任者等に変更があった場合等は、変更のあった日から10日以内に変更届を提出する必要がありますのでご注意ください。

○利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出について

対象期間を令和3年4月からとする場合、令和3年3月末日までに届出が必要となりますので

ご注意ください。(※特例の内容については別紙参照)

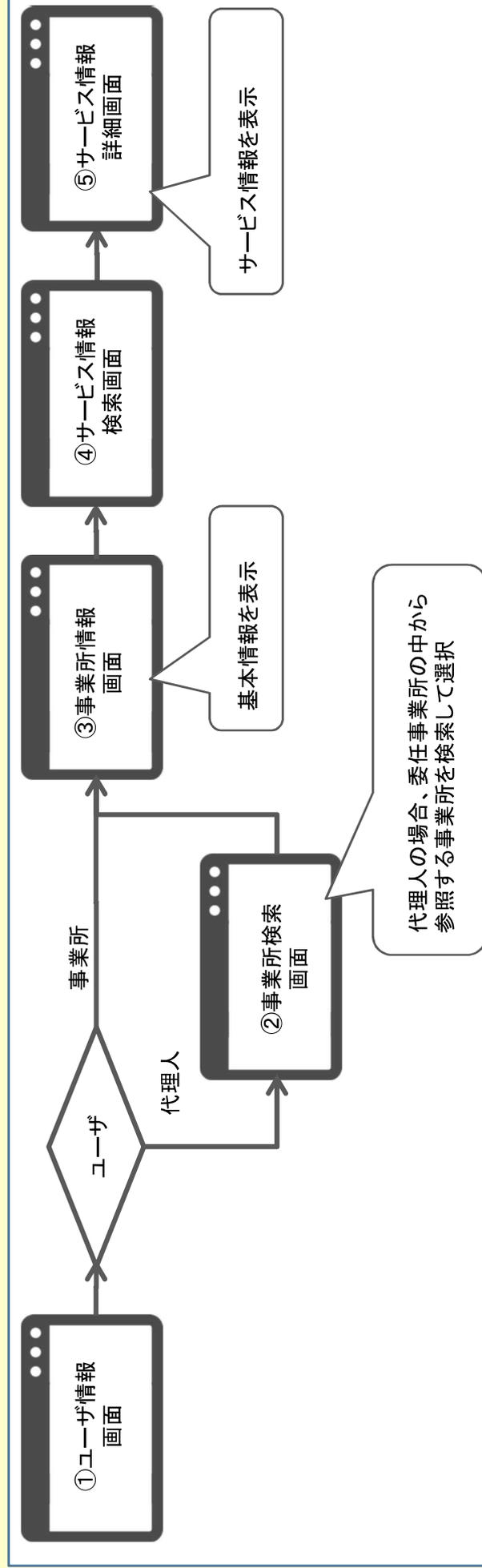
○障害福祉サービス等情報公表制度について

平成 30 年 4 月から利用者のより良いサービス選択に資するため、情報公表制度が運用開始されました。情報の報告は事業者の義務となりますので、制度の趣旨をご理解いただき必要な情報の報告をお願いいたします。

## 6-2. 事業所台帳情報参照機能について

### (1) 事業所台帳情報参照機能の概要

- サービス提供事業所にて請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるように、電子請求受付システムに事業所台帳情報参照機能を追加する。
- 事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる画面を追加し、サービス提供事業所より国保連合会に登録されている自事業所分の事業所台帳情報(※1)を参照可能とする。  
なお、代理人(※2)の場合は委任事業所について必要な情報を参照可能とする。
- ※1 事業所台帳情報、障害児施設台帳情報及び地域生活支援事業事業所台帳情報
- ※2 事業所は代理人へ請求業務を委任することが可能であり、その際、代理人は事業所から委任された請求業務について、国保連合会へ代理人申請を行うこととされている。
- 事業所台帳情報参照機能における台帳情報の参照フローは、以下のとおり。



## 6-2. 事業所台帳情報参照機能について

### (2) 事業所台帳情報参照画面のイメージ

○ 事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる「⑤サービス情報詳細画面」のイメージは以下のとおり。

| サービス情報詳細   |                               |
|------------|-------------------------------|
| 更新日時       | 9999年99月99日 99時               |
| 事業所番号      | 0149999999                    |
| 事業所名       | 主たる事業所名称NNNNNNNNNNNNNN        |
| サービス種類     | 11:居宅介護                       |
| サービス提供単位番号 | 000                           |
| 有効期間       | 9999年99月99日～9999年99月99日<br>状態 |
| 登録市町村番号    | 010001:市町村名                   |
| 更新日時       | 9999年99月99日 99時               |

以下のサービス情報が登録されています。

| サービス基本情報 |             |          |    |
|----------|-------------|----------|----|
| 異動年月日    | 20160101    | 異動区分     | 新規 |
| 追加年月日    | 20160001    | 異動理由     | 修正 |
| 指定市町村番号  | 019999:市町村名 | みだし指定の有無 | 無し |
| 地域区分     | 一級地         | 事業実施区分   | 単独 |
| 事業開始年月日  | 2016年01月01日 | 事業休止年月日  | -  |
| 事業終了年月日  | -           | 事業再開年月日  | -  |
| 処理年月     | 2016年01月    |          |    |

登録担当情報

|         |             |         |             |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 登録市町村番号 | 010001:市町村名 | 受領委任の有無 | 有り          |
| 登録開始年月日 | 2016年01月01日 | 登録終了年月日 | 2016年12月31日 |

中略

|               |          |               |           |
|---------------|----------|---------------|-----------|
| 福祉・介護職員処遇改善情報 | 有り       | 特別加算の有無       | 無し        |
| キャリアパス区分      | Ⅲ(定量的要件) | 主たる事業所サービス種類1 | 居宅介護      |
| 主たる事業所サービス種類2 | -        | 主たる事業所施設区分    | 介護サービス包括型 |

指定更新情報

|           |             |           |   |
|-----------|-------------|-----------|---|
| 指定有効開始年月日 | 2016年01月01日 | 指定有効終了年月日 | - |
| 指定更新申請中区分 | 無し          | 効力停止開始年月日 | - |
| 効力停止終了年月日 | -           |           |   |

閉じる

更新日時

表示対象のサービス情報の電子請求受付システムへの連携日時を表示。

ヘッダ情報

表示対象の事業所等が明確になるよう、画面上部に事業所番号等を表示。

訂正年月日

訂正による更新等を判断できるようにするため、訂正年月日を表示。

処理年月

登録、または更新された年月を確認するための項目として、事業所台帳情報(サービス情報)の処理年月を表示。  
過去の請求を行う場合には、その年月時点における台帳情報の内容を確認することが可能。

項目値の表示方針

サービス情報の項目値については、基本的に以下の方針で表示。

- ・日付 : yyyy年MMM月dd日 / yyyy年MM月
- ・サービス種類 : コード + “:” + サービス種類名称
- ・その他コード値 : コード名称
- ・その他項目 : 値をそのまま表示

※項目名や項目値が長い場合、自動的に改行。

また、サービス種類や事業所区分に応じて必要な項目を表示。

【県東部・隠岐郡に所在する事業所等】

島根県障がい福祉課 行（添書不要）

F A X ( 0 8 5 2 ) 2 2 - 6 6 8 7

### 障がい福祉サービス等に関する質問票

|      |       |          |          |
|------|-------|----------|----------|
| 事業所名 |       |          |          |
| 担当者名 |       | 質問日      | 令和 年 月 日 |
| 電話番号 | ( ) - | F A X 番号 | ( ) -    |

|  |  |
|--|--|
| サービス種別<br>(該当するものに<br>チェックを入れて<br>ください。) | 《障害者総合支援法》<br><input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 療養介護<br><input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型<br><input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労定着支援 <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練） <input type="checkbox"/> 自立訓練<br>（生活訓練） <input type="checkbox"/> 自立生活援助 <input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 共同生活援助<br><input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援） |
|  | 《児童福祉法》<br><input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス<br><input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設<br>《その他》<br>( )   |

|      |  |
|------|--|
| 質問項目 |  |
| 質問内容 |  |

※質問は1枚につき1項目としてください。

【県西部に所在する事業所等】

島根県地域福祉課石見指導監査室 行（添書不要）

FAX (0855) 29-5547

### 障がい福祉サービス等に関する質問票

|      |       |       |          |
|------|-------|-------|----------|
| 事業所名 |       |       |          |
| 担当者名 |       | 質問日   | 令和 年 月 日 |
| 電話番号 | ( ) - | FAX番号 | ( ) -    |

|  |  |
|--|--|
| サービス種別<br>(該当するものに<br>チェックを入れて<br>ください。) | 《障害者総合支援法》<br><input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 療養介護<br><input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型<br><input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労定着支援 <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練） <input type="checkbox"/> 自立訓練<br>（生活訓練） <input type="checkbox"/> 自立生活援助 <input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 共同生活援助<br><input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援） |
|  | 《児童福祉法》<br><input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス<br><input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設<br>《その他》<br>( )   |

|      |  |
|------|--|
| 質問項目 |  |
| 質問内容 |  |

※質問は1枚につき1項目としてください。

障障発 0330 第 1 号

平成 24 年 3 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等  
について」の一部改正について

今般、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務  
処理等について」（平成 18 年 9 月 28 日付け障障発 0928001 号）の一部を別添  
のとおり改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、  
管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り  
扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

- 日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成18年9月28日障障発第0928001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>障障発第0928001号<br/>平成18年9月28日</p> <p>各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部<br/>障害福祉課長</p> <p>日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について</p> <p>平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成18年10月から適用することとするので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。</p> | <p>障障発第0928001号<br/>平成18年9月28日<br/><u>一部改正</u> 障障発 0330 第1号<br/><u>平成24年3月30日</u></p> <p>各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部<br/>障害福祉課長</p> <p>日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について</p> <p>平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成18年10月から適用することとするので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。</p> |

記

1 対象サービス

支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)及び旧法施設支援(通所)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。

なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。

2 利用日数の原則と例外

(1) 原則

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とするものとする。

(2) 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることににより、当該事業者等が特定する3か月以上1年内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるとする。

② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

記

1 対象サービス

支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。

なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。

2 利用日数の原則と例外

(1) 原則

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とするものとする。

(2) 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることににより、当該事業者等が特定する3か月以上1年内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるとする。

② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

|   |   |
|---|---|
| <p>③ 上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。</p> <p>3 事務処理について</p> <p>(1) 上記2の(2)の例外の①の場合</p> <p>① 日中活動サービス等の事業者等における事務<br/>ア 必要性の見込み<br/>日中活動サービス等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。</p> <p>イ 届出の内容</p> <p>(ア) 届出対象となるサービス<br/>平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等</p> <p>(イ) 届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間</li> <li>・ 特例の適用を受ける必要性</li> </ul> <p>(ウ) 届出方法<br/>届出は年1回とし、対象期間の前月末までに届けること。</p> <p>ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。)に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。</p> | <p>③ 上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。</p> <p>3 事務処理について</p> <p>(1) 上記2の(2)の例外の①の場合</p> <p>① 日中活動サービス等の事業者等における事務<br/>ア 必要性の見込み<br/>日中活動サービス等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。</p> <p>イ 届出の内容</p> <p>(ア) 届出対象となるサービス<br/>平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等</p> <p>(イ) 届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間</li> <li>・ 特例の適用を受ける必要性</li> </ul> <p>(ウ) 届出方法<br/>届出は年1回とし、対象期間の前月末までに届けること。</p> <p>ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。)に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>また、対象期間を変更する必要がある生じた場合には、変更届を提出すること。</p> <p>なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービス等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとすること。</p> <p>ウ 利用者の利用日数の調整・管理</p> <p>日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。</p> <p>エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求</p> <p>介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。</p> <p>なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。</p> <p>② 都道府県における事務</p> <p>都道府県においては、日中活動サービス等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。</p> <p>③ 市町村における事務</p> <p>市町村においては、日中活動サービス等の事業者等から介</p> | <p>また、対象期間を変更する必要がある生じた場合には、変更届を提出すること。</p> <p>なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービス等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとすること。</p> <p>ウ 利用者の利用日数の調整・管理</p> <p>日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。</p> <p>エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求</p> <p>介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。</p> <p>なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。</p> <p>② 都道府県における事務</p> <p>都道府県においては、日中活動サービス等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。</p> <p>③ 市町村における事務</p> <p>市町村においては、日中活動サービス等の事業者等から介</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。</p> <p>なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数は報酬算定の対象外となることに留意すること。</p> <p>(2) 上記2の(2)の例外の②の場合</p> <p>市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。</p> <p>ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要な支給量を転記すること足りること(新体系事業に移行する場合は除く)。</p> <p>(3) 上記2の(2)の例外の③の場合</p> <p>市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。</p> <p>ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されてい</p> | <p>護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。</p> <p>なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数は報酬算定の対象外となることに留意すること。</p> <p>(2) 上記2の(2)の例外の②の場合</p> <p>市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。</p> <p>ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要な支給量を転記すること足りること(新体系事業に移行する場合は除く)。</p> <p>(3) 上記2の(2)の例外の③の場合</p> <p>市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。</p> <p>ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されてい</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>る場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記すること<br/>(新体系事業に移行する場合は除く)。<br/>【別添資料】 (略)</p> | <p>る場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記すること<br/>(新体系事業に移行する場合は除く)。<br/>【別添資料】 (略)</p> |
|---|---|

## 令和2年度障がい福祉サービス事業所等実地指導の実施状況について

島根県障がい福祉課

### 1. 実施時期

令和2年9月～令和2年12月

### 2. 実施事業所等数

指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所及び指定一般相談支援事業所  
63カ所

指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所  
25カ所

### 3. 指摘件数

【指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所及び指定一般相談支援事業所】  
文書、口頭指摘数 264件

#### <指摘内訳>

(1) 運営に関する基準：243件（92%）

#### 「内容及び手続の説明及び同意」

- ・重要事項説明書に必要な事項の記載がない。

（必要な事項：運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等）

#### 「契約支給量（契約内容）の報告等」

- ・サービスの内容、契約支給量等を受給者証に記載がない。
- ・契約をした際（変更、終了を含む）に、受給者証記載事項等を市町村に報告していない。

#### 「サービス提供の記録」

- ・サービス提供の記録が提供の都度作成されておらず、利用者の確認を受けていない。
- ・利用者の日々の様子、特記事項等が記録されていない。

#### 「計画の作成（書類の交付）」

- ・個別支援計画の原案、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録が作成されていない。

#### 「工賃の支払・賃金」

- ・工賃規程に沿って工賃が支払われていない。
- ・工賃の算出根拠が明らかでない。

#### 「勤務体制の確保」

- ・従業者の資質向上のための研修の機会が確保されていない。
- ・就業規則に休暇に関する事項について定められていない。

#### 「非常災害対策」

- ・消防計画で定めた回数の避難訓練が実施されていない。
- ・緊急時対応マニュアルが作成されていない。

#### 「虐待の禁止」

- ・虐待防止委員会や虐待に関する研修の実施記録が残されていない。

(2) 給付費の算定及び取扱い：13件（5%）

「基本報酬」

- ・ サービス提供を行っていない日に給付費が請求されていた。【過誤調整】

「各種加算」

- ・ 福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていない期間があった。【過誤調整】
- ・ 送迎加算（I）の算定にあたり、算定要件（1回の送迎で平均10名以上）を満たしていない。【過誤調整】
- ・ 入院時支援特別加算の算定にあたり、訪問実績が確認できる記録がなかった。【過誤調整】
- ・ 入院・外泊時加算、欠席時対応加算の算定にあたり、行った相談援助等の記録が不十分。

(3) 変更の届出：7件（2%）（障害者総合支援法第46条）

- ・ 運営規程に記載されている内容に変更が生じているが、届出がされていない。
- ・ サービス管理責任者が変更になったことに伴う届出がされていない。

(4) 人員に関する基準：1件（1%）

- ・ 人員基準上に必要な職員が不足していた。【過誤調整】

【指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所】

文書、口頭指摘数 83件

<指摘内訳>

(1) 運営に関する基準：71件（86%）

「内容及び手続の説明及び同意」

- ・ 重要事項説明書に必要な事項の記載がない。  
(必要な事項：運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等)
- ・ 令和元年10月1日に施行された「就学前障がい児の発達支援の無償化」の制度が、利用契約書及び重要事項説明書にその内容が反映されていない。

「契約支給量（契約内容）の報告等」

- ・ サービスの内容、契約支給量等を受給者証に記載がない。
- ・ 契約をした際（変更、終了を含む）に、受給者証記載事項等を市町村に報告していない。

「サービス提供の記録」

- ・ 利用日毎に保護者の確認を受けていない。

「計画の作成（書類の交付）」

- ・ 個別支援計画の原案、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録が作成されていない。

「勤務体制の確保」

- ・ 従業員の資質向上のための研修の機会が確保されていない。
- ・ 就業規則に休暇に関する事項について定められていない。

「非常災害対策」

- ・ 原子力災害への対応マニュアルが整備されていない。

「掲示」

- ・ 運営規程の概要等が保護者の見やすいところに掲示されていない。

### 「虐待の禁止」

- ・虐待防止に関する研修が実施されていない。
- ・虐待防止のためのガイドラインが作成されていない。
- ・虐待防止責任者が設置されていない。

### (2) 給付費の算定及び取扱い：10件（12%）

#### 「基本報酬」

- ・サービス提供を行っていない日に給付費が請求されていた。【過誤調整】

#### 「各種加算」

- ・児童指導員等加配加算（I）について理学療法士等の区分で算定できない月に算定していた。【過誤調整】
- ・関係機関連絡加算（I）について、学校主催の会議に参加した際に算定していた。【過誤調整】

### (3) 人員に関する基準：2件（2%）

- ・人員基準上に必要な職員が不足していた日があった。

# 社会福祉施設等施設整備事業費補助金について

## 1 補助事業の概要

- 本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

※ 松江市内に所在する施設等に係る整備については、松江市が補助事業の実施主体となりますので、県による補助事業の対象にはなりません。(平成30年度整備分より)

## 2 補助対象事業者

- 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

## 3 補助対象施設

- 障害者総合支援法に基づく施設

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所ほか

- 児童福祉法に基づく施設

障害児通所支援（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所）、障害児入所施設

\* 別紙「対象施設」を参照

## 4 整備区分

- 創設（新たに施設を整備すること。）
- 増築（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- 改築（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること。）
- 大規模修繕等（消防法令等の改正に伴い、新たに必要となる設備の整備を含む。）
- スプリンクラー設備等整備
- 老朽民間社会福祉施設整備
- 避難スペース整備（身体障害者社会参加支援施設、居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

## 5 補助率等

- 補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）



※ 但し、『補助対象経費の総額の3/4』と『国の定める補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。

※ 補助上限額はあくまでも上限額ですので、必ずしも、この補助金額を約束するものではありません。

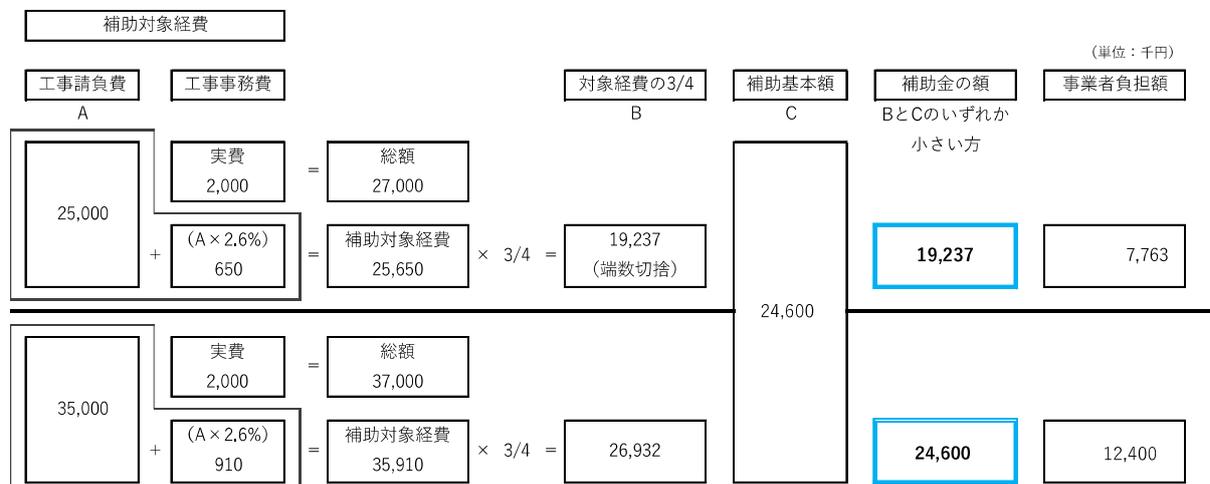
6 令和4年度事業に係る今後のスケジュール（予定）

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 令和3年 | 4月末   | 事前協議書提出（県）<br>島根県トップページ> 組織別情報> 地域福祉課> 社会福祉法人・事業> 施設整備 |
|      | 7～8月  | 事業者ヒアリング（県）  |
|      | 秋     | 社会福祉施設等の整備に関する審査会<br>国庫補助協議事業決定                        |
| 令和4年 | 3月    | 国庫補助協議書提出  |
|      | 4～5月  | 事業ヒアリング（国）   |
|      | 6～7月頃 | 国庫補助内示→着工可<br>補助金交付申請書提出／交付決定                          |

\* 上記スケジュールはあくまで目安です。

【補助金額の考え方】

例：グループホームを新築（創設）する場合



\* 工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を上限に算定可能

\* 24,600千円は、定員4～10人のGH本体の補助基準額（令和2年度）付帯する機能によっては所定の加算あり

- ※ 県及び国の予算の範囲内で補助事業を採択するため、国庫補助基準額よりも補助金額が低くなる場合もあります。
- ※ 補助金により取得又は効用の増加した財産は、承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保にしてはならないため、このような処分を検討する際は、早めに障がい福祉課までご相談ください。

【参考】 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日付け社援発第0417001号）

## 2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出(地方自治体 → 地方厚生(支)局)  
(地方厚生(支)局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出(地方厚生(支)局 → 厚生労働省)
- 6月中旬～下旬: 厚生労働省から地方自治体へ内示

※ 都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

### 参考:対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

#### <障害者総合支援法上のサービス>

- |          |                 |                  |         |
|----------|-----------------|------------------|---------|
| 日中活動系:   | ・短期入所(ショートステイ)  | ・療養介護            | ・生活介護   |
| 居住支援系:   | ・自立生活援助         | ・共同生活援助(グループホーム) |         |
| 訓練系・就労系: | ・自立訓練(機能訓練)     | ・自立訓練(生活訓練)      | ・就労移行支援 |
|          | ・就労継続支援(A型=雇用型) | ・就労継続支援(B型=非雇用型) | ・就労定着支援 |
| 施設系:     | ・施設入所支援         |                  |         |
| 相談系:     | ・相談支援事業所        |                  |         |

#### <児童福祉法上のサービス>

- |          |          |             |              |           |
|----------|----------|-------------|--------------|-----------|
| 障害児通所支援: | ・児童発達支援  | ・放課後等デイサービス | ・居宅訪問型児童発達支援 | ・保育所等訪問支援 |
| 障害児入所支援: | ・障害児入所施設 |             |              |           |

#### <その他>

- |                |             |          |               |         |
|----------------|-------------|----------|---------------|---------|
| 保護施設           | : ・救護施設     | ・更生施設    | ・授産施設         | ・宿所提供施設 |
| 身体障害者社会参加支援施設: |             |          |               |         |
|                | ・補装具製作施設    | ・盲導犬訓練施設 | ・視聴覚障害者情報提供施設 |         |
| その他            | : ・社会事業授産施設 | ・福祉ホーム   | ・応急仮設施設       |         |
|                | ・日中生活支援住居施設 | ・無料低額宿泊所 |               |         |

資料

# 島根県福祉サービス第三者評価制度の概要と現状について

島根県健康福祉部

1

## 福祉サービス第三者評価とは

- 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組み
- 原則として、受審は任意  
但し、社会的養護関係施設は3年に1回の受審義務あり（H24～）  
保育所は受審を努力義務化（H27～）

# 社会福祉法の位置づけ

3

## ■ 福祉サービスの質の向上のための措置

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

# 目的

4

- (1) 福祉サービスの質の向上  
福祉サービス事業者が、提供するサービスについて客観的・専門的な評価を受けることにより、自らの強みを確認し、また抱える課題を具体的に把握することで、サービスの質の向上を図ること
- (2) 利用者への情報提供  
評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するための有効な情報を提供すること

# 第三者評価の対象となる福祉サービス

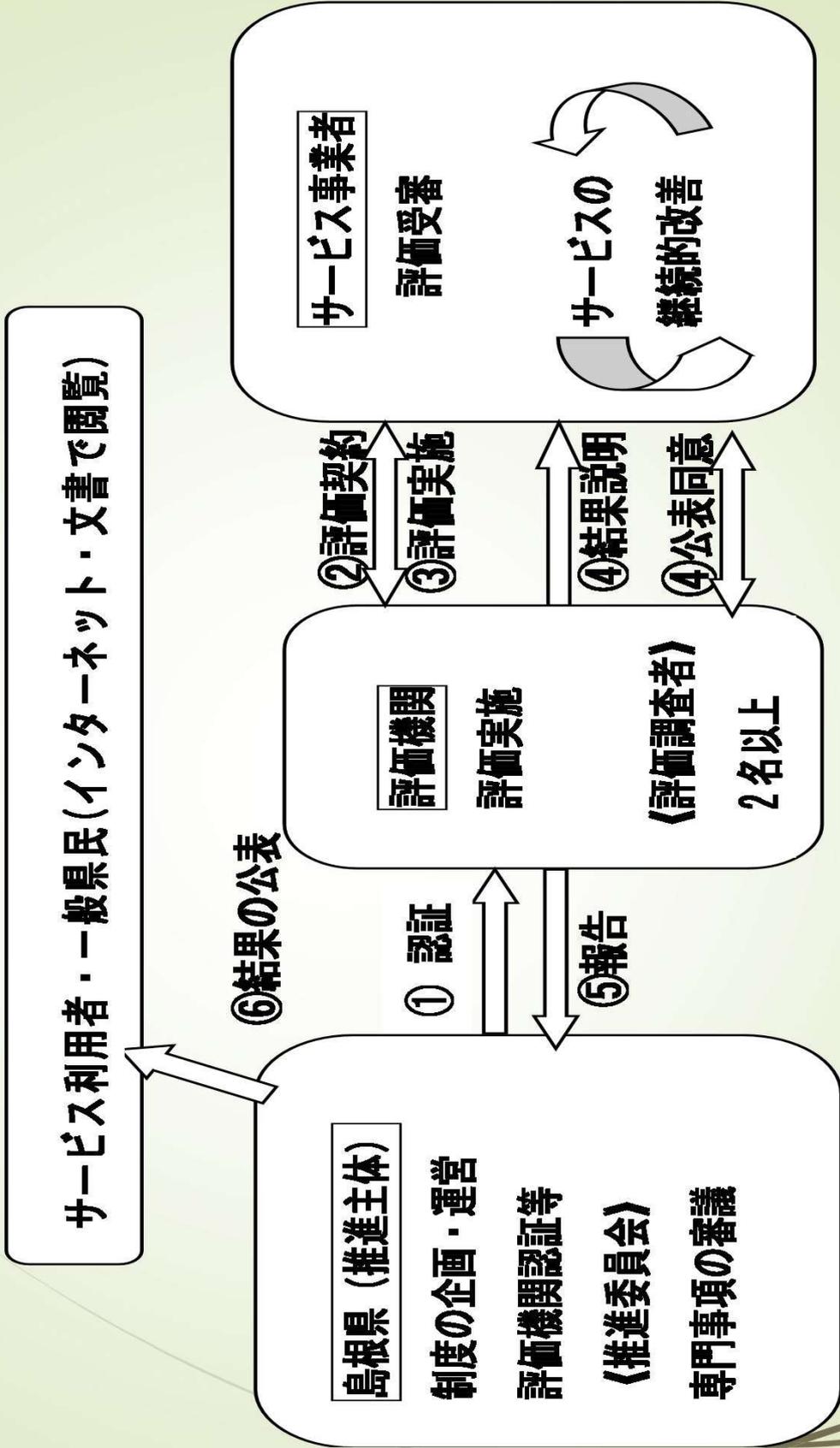
5

本県では、社会福祉法の第一種及び第二種の福祉サービスのうち、下記の福祉サービスの

|     |  |
|-----|--|
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）</li> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 介護保険法に定める施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援の施設・事業所</li> </ul> |
| 児童  | <ul style="list-style-type: none"> <li>★児童養護施設</li> <li>★児童心理治療施設</li> <li>・ 認定こども園（幼稚園型を除く）</li> <li>・ 児童地域型保育事業所</li> <li>[★社会的養護施設（義務）]</li> </ul>                |
| 障がい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉型障害児入所施設</li> <li>・ 障害児通所支援事業所</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所</li> </ul>  |
| 保護  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> </ul>   |

# 《島根県福祉サービス第三者評価制度のしくみ》

6



# 島根県（推進組織）の役割

7

《島根県》

- ① 第三者評価事業の企画立案
- ② 評価機関の育成及び認証
- ③ 評価基準の作成及び評価手法の開発
- ④ 評価結果の公表等
- ⑤ 評価調査者の養成
- ⑥ 第三者評価事業に関する情報公開
- ⑦ 第三者評価事業の苦情解決
- ⑧ 福祉サービス第三者評価事業の普及啓発等

《福祉サービス第三者評価推進委員会》

学識経験者、福祉サービス利用者を代表する者及び事業者を代表する者により構成し、第三者評価事業推進のための審議（評価機関の認証、評価基準の作成、第三者評価事業の普及啓発等）を行う。

## 関連各制度の違い

|      | 福祉サービス第三者評価       | 地域密着型サービス外部評価   | 介護サービス情報の公表制度  |
|------|-------------------|---|--|
| 目的   | サービスの質向上と情報提供     | サービスの質向上と情報提供   | 利用者のサービス選択に資する情報の提供  |
| 実施者  | 県の認証を受けた民間の評価機関   | 県の選定を受けた民間の評価機関   | 行政   |
| 実施義務 | 原則任意              | 義務（原則年1回）   | 義務（調査は必要に応じ随時）   |
| 特徴   | 受審は任意、事業者が評価機関を選択 | <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者グループホームを対象</li> <li>自己評価と外部評価</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>客観性の高い基本・運営情報を提供する</li> <li>内容の評価は行わない</li> </ul> |
| 公表   | ホームページで閲覧可        | ホームページで閲覧可  | ホームページで閲覧可   |

# 島根県の評価機関

(令和3年3月1日現在)

9

| 評価機関の名称                | 所在地         | 認証年月日      | 認証有効期間    |
|------------------------|-------------|------------|-----------|
| (有) 保健情報サービス           | 鳥取県<br>米子市  | H17. 9. 1  | R5. 8. 31 |
| (有) ケアオフィス             | 浜田市         | H17. 9. 1  | R5. 8. 31 |
| 特定非営利活動法人<br>メイアヘルプユニー | 東京都<br>品川区  | H29. 1. 25 | R5. 1. 24 |
| 特定非営利活動法人<br>あいおらいと    | 鳥取県<br>鳥取市  | R1. 6. 4   | R4. 6. 3  |
| (株) 評価基準研究所            | 東京都千<br>代田区 | R2. 4. 13  | R5. 4. 12 |

# 近年の受審状況

| 年度    | 施設名 (所在地)           | H 2 9                        |
|-------|---------------------|------------------------------|
| H 2 5 | 児童心理療育センターみらい (出雲市) | わかたけ学園 (松江市)                 |
|       | 聖煌寮 (浜田市)           | しらさぎ苑 (安来市)                  |
|       | 仁摩保育所 (大田市)         | ひまわり園本館[従来型] (出雲市)           |
| H 2 6 | わかたけ学園 (松江市)        | ひまわり園新館[ユニット型] (出雲市)         |
|       | 東光学園 (松江市)          | ひまわり園短期入所生活介護 (出雲市)          |
|       | 安来学園 (安来市)          | ひまわり園ホームヘルプステーション (出雲市)      |
|       | 双樹学院 (松江市)          | ひまわり園デイサービスセンター (出雲市)        |
|       | 清風園 (大田市)           | みのるデイサービスセンター (出雲市)          |
|       |                     | ひまわり園介護支援センター (出雲市)          |
| H 2 7 | ふたば保育所 (安来市)        | ナーシングセンターひまわり (出雲市)          |
|       | 松江赤十字乳児院 (松江市)      | ナーシングセンターひまわり[通所リハビリ] (出雲市)  |
| H 2 8 | 出雲聖母マリア園(出雲市)       | ナーシングセンターひまわり居宅介護支援事業所 (出雲市) |
|       | 安来市立赤江保育所 (安来市)     | ひまわり第1保育園 (出雲市)              |
|       | 東保育所 (邑南町)          | ひまわり第2保育園 (出雲市)              |
|       | いわみ西保育所 (邑南町)       | 古志ひまわり保育園 (出雲市)              |
|       | 聖煌寮 (浜田市)           | 安来学園 (安来市)                   |
|       | 児童心理療育センターみらい (出雲市) | 島根東光学園 (松江市)                 |
|       |                     | 双樹学院 (松江市)                   |
|       |                     |                              |

# 近年の受審状況

|       | R 1                    |                          |
|-------|------------------------|--------------------------|
| H 2 9 | 松江保育所（松江市）             | 仁摩保育園（大田市）②              |
|       | 隠岐共生学園第二保育所（隠岐の島町）     | しらすぎ苑ホームヘルパーステーション（安来市）  |
|       | 隠岐共生学園第二夜間保育所（隠岐の島町）   | しらすぎ苑第2デイサービスセンター（安来市）   |
|       |                        | せせらぎの里デイサービスセンターよしだ（安来市） |
| H 3 0 | さくらこども園（江津市）           | しらすぎ苑デイサービスセンター（安来市）     |
|       | あさりこども園（江津市）           | 小規模多機能型居宅介護事業所ほほえみ（大田市）  |
|       | 安来市養護老人ホーム鴨来荘（安来市）     | けいしょう保育園（海士町）            |
|       | 老人デイサービスセンター希望の郷（邑南町）  | 養護老人ホーム香梅苑（邑南町）          |
|       | 特別養護老人ホームしおさい（大田市）     | グループホームまがたま（松江市）         |
|       | 短期入所生活介護事業所しおさい（大田市）   | サポートセンターまがたま（松江市）        |
|       | 特別養護老人ホームしおさい新館（大田市）   | 施設入所支援 障がい者支援施設まがたま（松江市） |
|       | 短期入所生活介護事業所しおさい新館（大田市） | 生活介護 障がい者支援施設まがたま（松江市）   |
|       |                        | 行動支援 障がい者支援施設まがたま（松江市）   |
|       |                        | 短期入所事業所まがたま（松江市）         |
|       |                        | 放課後等デイサービスまがたま（松江市）      |
|       |                        | たいしや保育園（出雲市）             |

# 近年の受審状況

- R 1 デイサービスセンターことひめ (大田市)  
 デイサービスセンターむつみ (大田市)  
 杵束保育園 (浜田市)  
 聖唹寮 (浜田市)  
 平田西保育園 (出雲市)  
 児童心理療育センターみらい (出雲市)  
 特別養護老人ホーム伯寿の郷従来型 (安来市)  
 特別養護老人ホーム伯寿の郷ユニット型 (安来市)  
 特別養護老人ホーム伯寿の郷短期入所 (安来市)
- R 2 島根県立わかたけ学園 (松江市)  
 ソレイユデイサービスセンターあらしま (安来市)  
 幼保連携型認定こども園ふたばこども園 (安来市)  
 しらさぎ苑在宅介護支援センター (安来市)  
 特別養護老人ホーム桃源の家 (邑南町)  
 特別養護老人ホーム桃源の家短期入所 (邑南町)

## 受審された事業所のご感想

13

第三者評価を受けたことにより、保護者の方の思いを知る事ができ、園全体としては勿論の事、職員自身自分を振り返ることができました。保育園側では理解していただくというとは思っていることが、実の方は一方通行の面もあり、保育内容や計画をよりわかりやすく伝えたいと思う環境を工夫し改善に繋がりたいと思います。特に、「幼児期の終わりでに育ってほしい10の姿」については、しっかりと書いた計画を立案、実践し、言語や写真等で具体的に知らせ、質の高い保育の実践に努めたと思います。



当施設も高齢化と重度化により介護サービスが必要な入所者が年々増加しております。施設の性質上、介護が必要な入所者を想定した構造ではない点、それに加え老朽化や狭隘な居室環境のなか、限られた職員での対応、職員の介護技術不足もあり、様々なニーズに対応したサービス提供を行うには限界を感じているところで。しかし、法人の理念のもと入所者の皆様が笑顔で生活して頂けるよう、高品質サービスを提供を目指し、職員は日々努力しております。今回、第三者評価を受審し、日頃のサービスを評価して頂き、出来ている点、まだまだ至らぬ点がはつきり理解できました。今後のサービス向上に向けて取り組むべき指標が見えてきたように思います。

## 受審された事業所のご感想

14

第三者評価の受審を通して、職員一人ひとりが日頃の保育活動を振り返る良い機会となりました。普段の取り組みが、外部評価で可視化されることにより、「園の特色」をはっきりさせることができました。そのことにより、自園のストリングスを職員・保護者・地域で共通認識することができました。今後は、自園のストリングスをより一層高め、質の向上に取り組みんでいきたいと思えます。

▶ 今まで積み上げてきたもの、また新たに組み組んできたこと、大切にしてきたことを高く評価して下さっている事は大変うれしく、自信になりました。今後も、更なる質の向上を図りたいと思えます。又、ご指摘を受けた中でも自立支援に基づいたケア、地域社会への貢献事業、働きやすく、やりがいの持てる職場環境の整備等につきましても今後の重要な取り組み課題でもありまますので強化、推進を図ってまいります。沢山の気付きを頂きましたことに感謝し、今後も全職員でサービスの質の向上に向けた取り組みを行い、法人のビジョンである“ご利用者の皆さん、地域住民の皆さん、そして職員が共に笑顔になれる”事業所を目指し精進してまいります。

## 受審された事業所のご感想

15

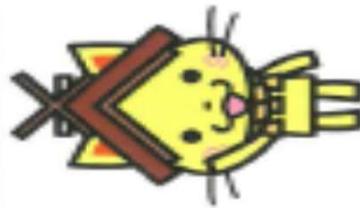
▶ 各グループホームも高齢化、多様なサービスが必要とする利用者が増えておられます。限られた職員での対応の中、様々なニーズへのサービス提供が難しいと感じる場面もあります。今回第三者評価を受け、評価して頂き、良い点は伸ばし、至らぬ点は改善し、職員一同、家族様、関係機関と連携を取りながら、今後のサービス向上に向けて取り組んでいきたいと思えます。

▶ 当施設は32周年を迎え、利用者様の多種多様なニーズに答えられるよう成長してきました。昨今高齢やこだわりの強い若い利用者様が増え、職員一人ひとりに様々な知識や技術が必要となり、より良い日中活動を支援するにはどうしたらよいか悩んでいました。今回第三者評価を受けて出来ている点、不十分な点を改めて認識することが出来、支援を見直す良いきっかけになりました。この結果を受け、職員一丸となり、再度支援を一から見直し利用者様により良いサービスが提供出来、地域に愛される施設を目指したいと思えます。

受審いただいた施設・事業所には  
ステッカーを配布しています

サービスの向上に取り組んでいます

令和  
〇〇  
年度



島根県福祉サービス  
第三者評価受審済

島根県福祉サービス  
第三者評価受審済

## ご留意いただきたいこと

平成30年度から、高齢者福祉分野及び障がい福祉分野について留意事項通知が発出され、福祉サービス等利用者への**重要事項の説明項目に、「第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示状況）」**が追加されています。

なお、この項目については、第三者評価を受審していない場合でも「実施無」と記載していただく必要があります。